

施工条件明示書

(広島高速5号線受変電設備その他工事)

1. 工程について

(1) 作業時間帯

本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

1) 昼間作業 8:00～17:00 (準備・後片付け等を含む)

(2) 現場着手時期及び受電時期

現場着手時期及び受電時期は次を見込んでいる。

- ・現場着手時期 令和8年6月1日から
- ・受電時期 令和8年12月末

ただし、関連する工事において協議・調整により工程の変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

(3) 関連工事業者との協議

受注者は、本工事と関連する工事の関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

- ① 広島高速道路公社発注工事
- ② 道路占用物件 (下水道・水道・ガス・電気等) に係る工事

2. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整は積極的に行うとともに、それに伴い監督職員が指示した資料作成についても迅速に行うこと。

(2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準 (令和6年8月)」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行うものとする。

なお、機器間接費は機器管理費のみを見込んでいる。(技術者間接費は含まない)